

第2部 各論

第1章 子ども・子育て支援施策の総合的な展開

1 安心して子育てするための支援の充実

(1) 幼児教育・保育の充実（待機児童の解消）

施策の基本方針

女性の就業率の上昇や就業形態の多様化等を背景として、保育園の利用を希望する児童の割合は年々増加しており、待機児童の解消に向けたサービス提供基盤の確保を図ります。

また、ニーズに対応した多様な保育サービスの充実に努めるほか、国の幼児教育・保育の無償化（令和元年10月）に伴う必要な給付の円滑な実施に努めます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
幼児教育・保育事業 （施設型給付及び地域型保育給付）	<ul style="list-style-type: none">● 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業において教育・保育を行う事業です。● 3歳未満児の保育（3号認定）については、需要が供給を上回り、待機児童が発生しており、今後も保育需要が拡大する見通しです。● 必要な施設整備等（保育園の定員増、幼稚園Ⅱ型の一時預かり事業の整備等）により需要への対応を図ります。● 認定こども園に関する制度の周知を図るほか、教育・保育を一体的に提供するため、地域型保育事業と幼稚園、保育園等の連携とともに、幼児教育・保育と義務教育の円滑な接続を図るため、幼児教育・保育事業と小学校との連携強化に努めます。	保育課
休日保育事業	<ul style="list-style-type: none">● 日曜日や祝日も勤務する保護者のための「休日保育」の充実を目指します。	保育課
保育人材の確保	<ul style="list-style-type: none">● 保育士や幼稚園教諭等の処遇の改善とともに、保育・教育の担い手の確保に向けた取組を進めます。	保育課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の幼児教育・保育の無償化（令和元年 10 月）に伴い、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する市民が無償化の対象となるには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。 ● 本市は、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。 ● 施設の確認、公示、指導監査等は、県と情報共有、連携し、円滑な施設等利用給付の実施に努めます。 	保育課

（２）地域子ども・子育て支援事業の充実

施策の基本方針

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に合わせて実施する事業です。
この事業は子ども・子育て支援法で示されており、本市では 11 事業を実施します。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
利用者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 ● 関係機関と相互に連携を図りながら、相談、情報提供の充実に努めます。 	子ども政策課 保育課 健康づくり課
地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援センターにおいて、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 ● 今後は、更なる利用増に対応するため、各支援センターが相互に連携を図りながら、相談、情報提供の充実に努めます。 	子ども政策課
妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。 	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 	健康づくり課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会や虐待ネットワーク等を通じ、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。 	子ども政策課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート事業）	<ul style="list-style-type: none"> ● 会員として乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、協力会員として当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 	子ども育成課
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。 ● 本事業は、国の幼児教育・保育の無償化の対象となっていることから、無償化導入後の動向を注視しつつ、需要への対応を図ります。 	保育課 子ども育成課
延長保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育認定（2号、3号）を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園において保育を実施します。 	保育課
病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 病気又は病気回復期の児童について、保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育します。 ● これまでの病気の回復期に当たる病後児保育の実施に加えて、病児対応（病児保育）の事業を実施します。 	保育課
放課後児童健全育成事業（児童ホーム）	<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 ● 共働き家庭の増加に伴い、需要が拡大しており、今後も必要な学区への整備等、需要に対する供給体制の確保を図ります。 	子ども育成課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護世帯等、世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等又は特定子ども・子育て支援施設等に保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費用又は行事への参加費用、並びに幼児教育・保育の無償化に伴い私学助成幼稚園における給食副食費について、費用の一部を助成します。 	保育課

(3) 子育て支援に関する相談・情報提供の充実と支援のネットワークづくり

施策の基本方針

子育てに関する情報提供と相談支援の充実を図ります。

また、市内等で子育て支援に関わる活動をしているグループが、今後も地域で活動を継続できるように、活動場所の提供や広報活動等の支援を図ります。

さらに、多世代交流や保護者のネットワークづくりを支援するとともに、保育に関わるボランティアの育成に努めます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
育児相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民健康センターを中心に市内5か所で、身体計測と乳幼児期に育児上起こる心配・疑問・問題点に対し相談を受け、保護者が自信と主体性を持って育児できるよう支援します。 	健康づくり課
民生委員児童委員による相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に根差した相談役として、相談に応じ、関係機関に適切につなぎます。 	福祉長寿課
児童相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 親の抱える育児上の疑問、不安及び心配事に対し、専門相談員を配置し、適切に相談に応じ、関係機関と対応していきます。 	子ども政策課
地域育児支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園の専門的機能を活用して、地域の子育て家庭の養育ニーズに対応するため、育児相談のほか、子育て家庭交流事業、高齢者と園児の体験交流等を行います。 	保育課
ざまっぷ（子育て情報誌）の発行	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の親等の学習機会の充実を図るため、子育て中の親が編集員となり、子育て情報誌を発行します。 	生涯学習課
こそだてカレンダーの発行	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児を持つ家族が参加できる催し（子育てサロンやおはなし会）や講座情報を掲載したカレンダーを発行します。 	生涯学習課
子育て支援ネットワークの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関わる活動を展開している団体が集まり、学習や情報交換、行政や団体相互の連携を図るための支援を行います。 	生涯学習課
アクティヴツインズ支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 双子以上の多胎児の子育てをしている保護者のネットワークづくりを支援します。 	生涯学習課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
おはなし会	<ul style="list-style-type: none"> おはなしを通して子どもの豊かな心を育てるとともに、読書の楽しさを伝えることを目的として、絵本の読み聞かせのほか、手あそびをしたり、わらべうたを歌ったりします。 	生涯学習課
保育ボランティア養成講座	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が公民館で講座を受講する際に、子どもたちの保育を担当してくれるボランティアを育成します。 	生涯学習課

(4) 外国につながる幼児への支援・配慮

施策の基本方針

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれます。

本市では、外国人等の在住状況や出身地等を踏まえつつ、安心して出産や子育てができるよう支援を行います。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
外国籍母子支援	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍の方が安心して出産や子育てができるよう、必要に応じて通訳等を利用し、育児支援を行います。 	健康づくり課

(5) 仕事と子育ての両立支援

施策の基本方針

働きながら子育てをしている人が、職場において働きやすい環境となるよう、両立支援制度の普及、啓発を図ります。

また、子育て家庭の就労支援や、男性の子育て参加を促進するなど、男女が共に協力して仕事と子育てを分担しながら多様な生き方や働き方を選択できるよう、意識改革を働き掛けます。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
男女共同参画講座	<ul style="list-style-type: none"> 家庭・社会において男女共に活躍するための端緒を目的とした講座を開催します。 	広聴人権課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
女性のチャレンジ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 就職、再就職、起業等、就業を希望する女性に対し、講座を開き、「仕事の探し方」や「仕事と育児を両立させて働くには」等、具体的なアドバイスで就業・自立につなげていくことを目的としています。 	広聴人権課
あくしゅフォーラム	<ul style="list-style-type: none"> ● 本講演会を通じて「男女の相互意識」について正しく理解を促し、男女共同参画についての意識啓発を進めます。 ● 家庭内でのパートナーとのより良い関係についても考える機会とします。 	広聴人権課
職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての労働者のワーク・ライフ・バランスの実現及び多様な働き方が可能となる労働環境を目指し、国、県及び各機関の支援施策等について普及啓発を行います。 	商工観光課
お父さんと遊ぼう	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもとスポーツやゲームを通して親子のふれあいを目指します。 	スポーツ課 (体育館)

2 安心して子どもを産み、親子が健やかに育つための支援の充実

(1) 妊娠・出産への支援

施策の基本方針

妊娠・出産に関する正しい知識や、乳幼児の成長、健康管理等について学ぶ機会の充実を図ります。

また、夫婦の協力、父親の育児参加を進めるため、父子健康手帳の配付も継続的に行います。

さらに、健康診査や産後ケア事業を通じて、妊産婦の健康管理やうつ予防を支援します。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
妊娠届の受理	<ul style="list-style-type: none">● ネウボラざまりん（子育て世代包括支援センター）にて妊娠届を受理し、その際に出産予定日、医療機関の確認と現在抱えている不安、疑問について対応します。● リスクの高い妊婦に対しては、継続的にフォローを行います。	健康づくり課
母子健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none">● 妊娠届出者に対して交付します。母が外国籍の場合、外国語/日本語併記母子健康手帳を交付することもあります。● 支援プランも作成し配付します。	健康づくり課
父子健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none">● 初めて父となる人に対して交付し、妊娠・出産・育児について、知識と理解を深められるようにします。	健康づくり課
出生連絡票の受理	<ul style="list-style-type: none">● 出生状況、里帰りの有無等を連絡票にて把握し、赤ちゃん訪問や産後うつ病等について説明、紹介します。● 連絡票を元に赤ちゃん訪問の連絡や相談ありと記載のある時に、電話等にて相談を受けます。	健康づくり課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
母親父親教室 「ハローベビークラス」	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠18～35週の初妊婦とその夫を対象に4日間コースの教室を開催します。妊娠中の生活、歯の話、栄養、お産の流れ、産後の過ごし方、妊婦体操、揺さぶられ症候群、沐浴、妊婦疑似体験等を実施します。 ● 教室を通して、友達づくりと出産・育児のイメージをもつことを目的としています。 	健康づくり課
妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。 	健康づくり課
妊婦歯科健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中に発生、進行しやすい歯や歯周病を予防・早期発見し治療につながります。 ● 生まれてくる子どもの口腔衛生にも関心を寄せるきっかけとします。 	健康づくり課
産婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ● 産後うつ等の早期発見と対応を行うため、産婦健康診査の費用を補助します。 	健康づくり課
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族等から育児の援助が受けられない母子や、育児に不安を抱えている母子を対象に、乳房ケアや育児の相談等を実施し、心身の安定と育児不安の解消を図ります。 	健康づくり課

(2) 子どもや母親の健康の確保

施策の基本方針

乳幼児健康診査や育児教室、育児相談等について、成長の確認や疾病の早期発見とともに、育児に関する知識の普及や育児不安の軽減を支援するような事業展開を図ります。

また、電話相談や訪問指導等、個々の家庭に配慮した育児支援も継続的にを行います。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
親子相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 行動発達、言語発達や子どもへの関わり方について心配のある親子からの相談を受け、適切な指導を行い親の不安を軽減するとともに子どもの発達を促す助言をします。 	健康づくり課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
乳幼児フォロー教室 「わくわく教室」「すくすく教室」	● 親子遊び等の体験を通して幼児の精神発達に大きな影響を及ぼす親子関係を豊かにし、健全な発達を促す支援をします。	健康づくり課
離乳食教室「赤ちゃん教室」生後5～6か月児	● 概ね生後5～6か月の赤ちゃんを持つ親を対象に、子どもの発達に応じた離乳食のすすめ方や、育て方について、知識と理解を深められるようにします。	健康づくり課
離乳食教室「もぐもぐ教室」生後7～8か月児	● 概ね生後7～8か月の赤ちゃんを持つ親を対象に、子どもの発達に応じた離乳食のすすめ方や、育て方について、知識と理解を深められるようにします。	健康づくり課
乳幼児健康診査	● 子どもの発育・発達の確認し、知識の普及を図り、育児不安等が解消できるように支援します。（4か月児健康診査、8～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査）	健康づくり課
未熟児訪問指導	● 出生体重が2,500g未満の未熟児及び養育医療申請児に対し、日常生活全般の保育指導及び育児支援を行います。	健康づくり課
未熟児・多胎児支援教室	● 出生体重が2,500g未満の未熟児及び養育医療申請児、多胎児とその養育者に対し日常生活全般の保育指導及び育児支援を行います。	健康づくり課
ぱくぱく幼児食教室	● 概ね1歳～1歳3か月の幼児（第1子）を持つ親を対象に子どもの発達に応じた離乳食完了期の進め方について、知識と理解を深められるようにします。	健康づくり課
赤ちゃん訪問指導	● 身体的・精神的に不安定な状態にある産婦及び新生児に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、新生児の発育及び育児上必要な事項や日常生活全般の保健指導を行います。	健康づくり課
乳幼児訪問指導	● 育児支援が必要な親子に対し、保健師が家庭訪問を行い、日常生活全般の保健指導及び栄養指導等を行います。	健康づくり課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
電話相談	<ul style="list-style-type: none"> ● 親の抱える育児上の疑問・不安・心配事に対し、随時相談を受け、育児支援を行います。 ● 保育園や子育て支援センターにおいても相談を受けます。 	健康づくり課 子ども政策課 保育課
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染のおそれがある疾病の発生及び蔓延防止を目的に予防接種を行い、公衆衛生の向上に努めます。 	健康づくり課
ざまりんのほけんだより	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種、乳幼児健診等、子育て情報を提供するサービスです。 ● 子どもの年齢に合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせします（登録は無料です）。 	健康づくり課
小児医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 小児の健康の増進に資することを目的に、小児にかかる医療費の一部を助成し、その健全な育成支援を図ります。 	医療課
未熟児養育医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子保健法に規定する未熟児で、医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めた医療費の自己負担額を助成します。 	医療課
定期健康診断	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校において児童生徒の健康保持増進を目的として、身体状況の検査を毎年定期的を実施します。 	学校教育課

(3) 心と体を育む食育の推進

施策の基本方針

ざま食育推進プランに基づき、乳幼児期は「食べる力」を育む、学童期は食生活の基礎・基本を身に付けるといったライフステージに応じたテーマをもって、保育園や学校、地域と連携した食育を推進します。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
食生活改善推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 4 か月児健康診査会場にて保護者向けの試食会を実施します。 ● 減塩でバランスの良いメニューを提案し、両親の健康づくり、家庭への食育を進めます。 	健康づくり課

事業等	事業の内容及び方針	担当課
保育園（食育）	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園在園児及び保護者への食育について、次のような取組を推進します。 ・ 計画策定を行い食育に取り組む体制づくり ・ 飼育・栽培・調理体験や地域の伝統的な食事体験の実施 ・ 地域の人との会食の実施 	保育課
小学校（食育）	<ul style="list-style-type: none"> ● 食を通して豊かな心を育成し、自分の健康を考えられる子を目指して、次のような取組を実施します。 ・ 教科における食に関する指導 ・ 給食時間における食に関する指導 ・ 献立の工夫（年間テーマを決めて作成）、興味関心を深めるための献立表への説明文の掲載 ・ 旬の食材や食品の知識を深めるため、献立に使われている食材の説明の配布 ・ 地場産物の活用 	教育指導課 学校教育課
中学校（食育）	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活に必要な基礎的・基本的知識と技能の定着を図るため、次のような取組を実施します。 ・ 食事の果たす役割と健康知識の習得 ・ 栄養素の種類と働き、その特徴を把握し、一日の献立を作成 ・ 食品の選択、調理計画を立て、調理を実施 ・ 自分の食生活を振り返り、季節ごとの食を知るよう促進 ・ 旬の食材や食品の知識を深めるため、献立に使われている食材等の説明の放送 	教育指導課 学校教育課

(4) 情報提供・相談支援を含めた包括的な支援の充実

施策の基本方針

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目的として、「ネウボラざまりん」（子育て世代包括支援センター）を開所しており、今後も当センターの取組を通じて情報提供・相談支援を含めた包括的な支援の充実に努めます。

また、発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児に対する包括的な支援を図ります。

施策の展開

事業等	事業の内容及び方針	担当課
ネウボラざまりん （子育て世代包括支援センター）	<ul style="list-style-type: none">● 妊娠前から子育て期まで、切れ目ない支援を実施することを目的とし、妊娠を望む人や、妊産婦、乳幼児とその保護者に対して、妊娠・出産・育児に関する相談、情報提供のほか、母子健康手帳交付時に母子保健コーディネーターが出産・子育てに向けた妊娠・出産・子育て支援プランを作成します。	健康づくり課 子ども政策課
乳幼児発達支援事業	<ul style="list-style-type: none">● 発達の遅れや障がいの疑いのある乳幼児に対し、グループ指導や個別相談・巡回相談を通じて、運動発達やことばの発達・集団生活での社会性を促します。● 保護者が安心して子育てができるよう相談・助言を行います。● 相談は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士が主訴内容により対応します。	障がい福祉課